

# 大学生奨学事業に関する規程

(昭和56年4月1日付施行、平成2年4月、平成6年4月一部改定、平成17年10月一部改定、平成18年10月一部改定、平成23年4月一部改定、平成24年2月一部改定、平成26年2月一部改定、平成28年2月一部改定、平成29年2月4日一部改定、平成30年5月20日一部改定、令和3年2月6日一部改定)

第1条(目的) この事業は、教科「商業」を担当する優秀な教員を確保することをねらいとして公益財団法人全国商業高等学校協会(以下、「本協会」)が、実施するものである。

第2条(奨学生の資格) 本協会の奨学生となる者は、高等学校の商業に関する学科を卒業し、大学に在学する者のうち、次の各号すべてに該当する者より選考する。  
なお、応募人員は1校1名とする。

- 1 四年制大学において、教職課程の単位を取得し、教科「商業」の担当を希望する者であること。
- 2 本協会の実施する検定試験三種目以上の第1級に合格していること。
- 3 人物・学業共に優れ、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
- 4 出身高等学校長の推薦があること。
- 5 他団体の返済を要する奨学金の貸与を受けていないこと。

第3条(奨学金の貸与期間及び金額) 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学年限とし、就学の途中より貸与するときは、残りの修学期間を限度とする。前項の期間中に貸与する奨学金の額は、原則として次のとおりとする。

月額 ¥30,000(無利子とする)

第4条(願書の提出) 奨学生志望者は、出身高等学校長を経て、次の各項に定める書類を理事長あてに提出する。  
第1項、第2項については本協会所定の用紙とする。

- 1 奨学生願書
- 2 出身高等学校長の奨学生推薦書
- 3 卒業証明書
- 4 学業成績証明書

第5条(奨学生の決定) 奨学生の決定は、奨学事業選考委員会が原案を作成し、理事会の議を経て、理事長が決定する。その結果は、出身高等学校長及び本人に通知する。

第6条(返還誓約書等の提出) 奨学生は、決定通知を受けた日から十四日以内に、次の書類を添えて提出する。

- 1 返還誓約書(連帯保証人二名。うち一名は、保護者またはこれに代わる者とする)
- 2 奨学金振込口座届
- 3 奨学生本人の住民票の写し
- 4 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 5 連帯保証人一名(保護者またはこれに代わる者)の収入に関する証明書

但し、返還誓約書等の書類が指定の提出日までに提出されない場合は決定を取り消す。

第7条(奨学金の交付) 奨学金は年2回、9月・3月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、数か月分を合わせて交付することができる。奨学金の交付は、直接本人に対して行う。

第8条(奨学金の休止) 奨学生が長期間欠席したときは奨学金の交付を休止する。

奨学生の学業または性行等の状況により、奨学金の交付を停止し、または貸与期間を短縮することがある。

第9条(奨学金の打切) 奨学生が次の一に該当するときは、奨学金を打切ることがある。

- 1 傷病等のため修学の見込みがないとき。
- 2 学業成績または性行が不良となったとき。
- 3 奨学金の使途が適当でないとき。
- 4 休学、転学、転学部または転科が適当でないとき。
- 5 在学で処分を受けたとき。
- 6 退学したとき。
- 7 第11条に定める届出義務を怠ったとき。
- 8 その他第2条に定める奨学生としての資格を失ったとき。

第10条(学業成績および生活状況の報告) 奨学生は毎学年末、学業成績表及び本協会所定の用紙による生活状況報告書を理事長あてに提出する。

第11条(届出義務) 奨学生は次の各号の一に該当するときは、直ちに理事長あてに届出する。

- 1 傷病その他の事故により6ヵ月以上欠席するとき。
- 2 休学、復学、転学、転学部、転科または退学したとき。
- 3 本人、及び連帯保証人の住所、その他重要な事項に変動のあったとき。
- 4 その他、本協会が本人、連帯保証人に対して、届出、または報告を求めたとき。
- 5 教科「商業」の教諭として正規に採用されたとき。

第12条(奨学金の返還) 奨学金の返還は次の方法による。但し、教科「商業」の教諭として正規に採用された場合は返還を要しない。

- 1 大学卒業後、直ちに一括返還または、5年間に月額¥24,000ずつ返還すること。
- 2 第9条により奨学金を打ち切られた者は、直ちに奨学金を一括返還すること。

第13条(施行細則) この規程の実施について必要な細則は、理事会が決定する。

# 施行細則

第1条 願書受付期間及び採用時期について（規程第4条・第5条）

願書受付期間 4月1日～4月20日

採用時期 5月下旬

第2条 奨学生の資格について（規程第2条）

本協会の奨学生となる者は、公立、私立を問わず、高等学校の教科「商業」の専任の教員希望であること。三種目以上の第1級に合格していることとは、三種目以上1級合格者表彰規程による受賞者の条件による。

第3条 奨学事業選考委員会（規程第5条）

奨学事業選考委員会は毎年度5月上旬に開催する。委員は総務部長・総務部副部長・経理部長・経理部副部長及び事務局長とし、推薦のあった奨学生志望者について、選考する。

第4条 奨学生の決定について（規程第5条）

採用予定数は、年間3名以内とし、次の諸条件を考慮して決定する。

- 1 本協会の各種検定試験の合格種目数
- 2 本協会主催各種競技大会個人上位入賞
- 3 総合的に判断する

第5条 返還誓約書等について（規程第6条）

返還誓約書、奨学金振込口座届は、本協会所定の用紙によるものとする。連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う。保護者またはこれに代わる者とし、債務整理中（破産等）ではないこととする。

連帯保証人は、奨学生本人や連帯保証人（保護者またはこれに代わる者）が返還できなくなった場合、本人に代わって返還の責任を負う。学生本人及び連帯保証人と別生計であること。返還誓約書の誓約時点で65歳未満であること。債務整理中（破産等）ではないこととする。

第6条 奨学金の交付について（規程第7条）

奨学金は年2回、9月・3月に本協会から本人の指定した金融機関に振り込むこととする。

第7条 奨学金の返還について（規程第12条）

特別な事情により返還期間等に変更が必要な場合は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。